

第 94 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立多聞集会所）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立多聞集会所

2 指定管理者

神戸市垂水区多聞台4丁目14番2号

特定非営利活動法人ワトワーズ多聞台

理事 島本 信夫

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立多聞集会所の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。